

公立大学法人金沢美術工芸大学職員の定年等に関する規程

令和6年4月1日

法人規程第1号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第3条—第7条）

第4章 定年前再雇用短時間勤務制（第8条）

第5章 雑則（第9条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）第20条第1項及び第3項の規定に基づき、公立大学法人金沢美術工芸大学に勤務する職員（教職員就業規則第2条第3項に規定する職員で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき金沢市から職員派遣された派遣職員を除いたものをいう。以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

（定年）

第2条 職員の定年は、年齢65年とする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第3条 管理監督職は、次に掲げる職とする。

- (1) 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程第11条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (2) 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものの職（管理監督職勤務上限年齢による降任等）

第4条 理事長は、管理監督職を占める職員で年齢60年（以下この章において「管理監督職勤務上限年齢」という。）に達している職員について、異動期間（管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）（第5条の規定により延長された期間を含む。）に、管理監督職以外の職（以下「他の職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下「降任等」という。）をするものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第5条 理事長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により業務の運営に著しい支障が生ずること。

2 理事長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第6条 理事長は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第7条 理事長は、第5条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再雇用短時間勤務制

(定年前再雇用短時間勤務職員の雇用)

第8条 理事長は、年齢60年に達した日以後に退職(期間を定めて雇用される職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規程で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は令和6年4月1日から施行する。

(定年に関する経過措置)

第2条 令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

第3条 理事長は、当分の間、職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される雇用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(定年退職者等の再雇用に関する経過措)

第4条 令和14年3月31日までの間、理事長は、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、第2条に規定する定年に達している者について、特定年齢到達年度の末日までの間、1年を超えない範囲で雇用期間を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 暫定再雇用職員（前項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の雇用期間の更新は、当該暫定再雇用職員の当該更新直前の雇用期間における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 3 理事長は、暫定再雇用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再雇用職員の同意を得なければならない。